第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりインドの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十三条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、インドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、インドの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十四条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がインドの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十五条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十三条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から6までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間（障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。）をいう。

(a)　二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間（千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。）

(b)　(a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c)　障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないインドの法令による保険期間

5　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの5に規定する計算方法は、適用しない。

6　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章　インドの給付に関する規定

第十六条　通算

老齢給付、遺族給付及び障害給付に係る権利の取得、保持又は回復に関するインドの法令の規定にかかわらず、これらの給付に関する日本国の法令による保険期間については、必要な場合には、インドの法令による保険期間と重複しない範囲において、インドの法令による保険期間と通算する。

第十七条　給付の額の計算

1　通算のための手続を行うことなくインドの法令による老齢給付、遺族給付又は障害給付を受ける権利が確立される場合には、インドの実施機関は、インドの保険期間を直接の基礎として、かつ、インドの法令のみに基づいて、給付を受ける権利を決定する。

2　前条の規定に基づく保険期間の通算を考慮することによってのみインドの法令による老齢給付、遺族給付又は障害給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a)　インドの実施機関は、両締約国の法令による全ての保険期間がインドの法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される給付の理論上の額を計算する。

(b)　インドの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、(a)に規定する全ての保険期間に対するインドの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。